

## 土壌汚染状況調査

### Q13

3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更の届出に対して調査命令が発出された場合、調査を実施するために土地の形質変更を延期あるいは中止しなくてはならないのでしょうか？

3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更の届出に対して調査命令が発出された場合、土壌汚染状況調査が完了するまで土地の形質の変更を延期させる規定は設けられていません。ただし、土地の形質の変更に伴って土壌汚染状況調査が適切に実施できなくなる可能性があることから、施行通知において、土壌汚染状況調査の結果が報告されるまでの間については、土地の形質の変更を行わないように指導するよう都道府県知事に対して要請されています。したがって、法的に禁止されているものではありませんが、3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更の届出に対して調査命令が発出された場合にはある程度の施工手順や開発スケジュールの見直しが必要になるものと考えられます。

また、土地の形質の変更の届出は工事に着手する 30 日前までに提出すればよいものですが、土地の形質の変更の計画を早めにたてて工事着手の数ヶ月前に届出を行うことで開発スケジュール等への影響を抑えることができるものと考えます。また、Q11にも記しましたが、信頼できる調査機関による精緻なフェーズ I 調査を通じて対象地の土地利用履歴を把握した上で、自治体の環境部署と試料採取等の必要性について早めに協議を行っておくことが有効であると考えます。